

関市副業人材マッチング支援業務委託公募型プロポーザルに係る質問への回答書

令和7年4月1日

No.	該当項目	質問（原文のまま記載）	回答
1	仕様書 4 業務内容（2）副業・兼業人材等に関する求人掲載業務ア	本社がなくとも営業所や工場があれば認められるのでしょうか。	認められますが、市内の営業所や工場の経営課題に関するマッチングが対象です。
2	仕様書 4 業務内容（2）副業・兼業人材等に関する求人掲載業務ア	大企業は対象に含まれるのでしょうか。	対象外です。
3	仕様書 4 業務内容（3）地域企業に対するマッチング支援業務	マッチングの副業人材への人件費（委託費）については、各事業者が負担するという認識で問題なかったのでしょうか。	問題ありません。 マッチングの成立までの費用及び成功報酬は受託者（委託先）が負担し、マッチング成立後の副業人材への人件費（委託費、報酬）等は各事業者が負担します。
4	仕様書 8 留意事項（4）	弊社（業務一部委託先含む）がすでに保有しているコンテンツを利用する場合はその著作権は弊社（委託先）に帰属するものとして考えてよろしいのでしょうか。	ご認識のとおりです。 主に仕様書7手続き及び成果品の提出（2）に示す成果品の著作権が市に帰属するものとなります。